

第87回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和5年2月15日(水) 午前9時30分から
- 2 開催場所 久賀庁舎 2階 大会議室

3 出席農業委員 (14人)

- 1番 川地 守
- 2番 宮城 恵子
- 3番 瀬川 一郎
- 4番 小柳 貴史
- 5番 沖村 和哉
- 6番 星出 栄一
- 7番 中原 賢
- 8番 大谷 正樹
- 9番 宮本 平
- 10番 田中 豊文
- 11番 角井 雅之
- 12番 袴田 光夫
- 13番 安本 貞敏
- 14番 廣岡 隆義 (会長)

4 欠席農業委員 (0人)

5 出席要請農地利用最適化推進委員 (0人)

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案 第3号 農地法第5条の事業計画変更承認申請について

審査会1 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画
について

報告事項1 公共事業の施行に伴う農地転用通知について

報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知（貸借の合意解
約）について

報告事項3 農地現況証明願による現況証明について

その他 諸連絡

8 農業委員会事務局職員

事務局長 行田 一生

書記 市川 貴志

書記 小田 康雄

書記 泉口 洗平

事務局 定刻となりましたので、只今より第 87 回周防大島町農業委員会総会を開会いたします。最初に廣岡会長よりご挨拶をお願いします。

会長 おはようございます。もう一回寒波が来そうですね。今年の寒さは結構こたえました。2, 3年前と同じくマルチブリッド栽培用の配管を今年凍らせてしまって裂けてしまいました。防寒対策をやったつもりなんだけれどもそれでもやられてしまった。寒が結構きいてしまったというのが私の事情です。みなさん大丈夫だったのでしょうか。いずれにしても春に向けて今からの営農をがんばってまいりたいと思います。

本日の附議事項は、議案 5 件、審査会 1 件、報告事項 10 件、その他諸連絡となっております。慎重審議のうえ、決定をいただくようお願い申し上げます。それでは、本日の出席者についてご報告いたします。在任する農業委員総数は 14 名、本日の出席委員 14 名本日出席要請をした農地利用最適化推進委員は 0 名であります。よって、農業委員は過半数の出席ですので、周防大島町農業委員会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名いたします。本日の議事録署名人は、農業委員 13 番安本委員と 1 番川地委員によろしくお願いいたします。議事に入るまえに事務局から議案について訂正の報告があります。

事務局 失礼いたします。今回の議案につきまして、日程 3、議案第 3 号、農地法第 5 条の事業計画変更承認申請（期間延長）について、工事の期間が変更後令和 5 年 12 月 11 日までと記載されていますが、申請者からの申出により令和 5 年 5 月 31 日までに訂正させていただきます。議案説明資料は 21 ページで、変更後の議案書及び議案説明資料については本日お配りしておりますのでご確認下さい。議案の訂正は以上です。

議長 それでは議事に入ります。日程 1 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、No. 1、申請人、譲受人、周防大島町東安下庄●●●●、譲渡人、熊本県嘉島町●●●●、申請地、大字東安下庄、字壱町田、地番●●●●、地目畑、面積 536 m²他 1 筆合計 818 m²です。契約の内容につきましては、贈与による所有権の移転です。経営面積は、現在 3,034 m²、取得後も 3,034 m²です。それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の事項について説明します。議案説明資料は、1 ページから 6 ページをご覧ください。本事案については、当該農地を利用権の設定により借り受け、耕作している農地を譲り受けたい譲受人の要望に対し、遠方に居住し管理が難しい農地を譲り渡したい譲渡しが応えるものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地

を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の下限面積要件ですが、本町の下限面積30aを超えて耕作するため問題はないと考えます。次に第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第7号の地域調和要件ですが、従来通り柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の10番田中委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

10番 國司委員と2か所現地を確認しました。4ページ地籍図の方の場所についてはミカンの木がありましてこの隣接したところに譲受人の畑がありましてこれまでも一緒に耕作していたというところなんです。5ページの方の地籍図にあります場所についてもミカンがきちんと栽培されていまして、これは譲受人の自宅の近くでこちらも以前から譲受人が耕作していた場所になります。そのほかは特にございません。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.2について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、No.2、申請人、譲受人、山口県柳井市●●●●、譲渡人、福岡県北九州市●●●●、申請地、大字内入、字荒網代浜、地番●●●●、地目畑、面積584㎡です。契約の内容につきましては、贈与による所有権の移転です。経営面積は、現在3,287㎡、取得後は3,871㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、6ページから10ページをご覧ください。本事案については、隣接する農地を譲受け、営農の拡大を図りた

い譲受人の要望に対し、遠方に居住し管理が難しいため、譲渡し人がそれに
応じるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農
計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、
権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適
格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該
当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しま
せん。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、
耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の下限面積
要件ですが、本町の下限面積30aを超えて耕作するため問題はないと考えま
す。次に第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第7号の地域
調和要件ですが、果樹を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、
総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3
条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以
上です。

議長 引き続きまして、地区担当の8番大谷委員から、その後の補足説明などがあ
りましたらお願いいたします。

8番 9日に現地を見に行っただのですがちょうどご夫婦で作業されていてお話を聞
くことができました。9ページの地図を見てもらうとわかると思うのですが
譲受人の畑は現在借りて作っておられます。その隣でして、何年か前から一
角10メートルくらいをイノシシ柵で囲って作らせてもらっていたようで
す。今回全部譲渡してもらって広げて作りたいということでこの申請になっ
ています。周りや隣の畑は3メートルのヨシとオナゴダケで完全に入れない
ような状態です。ここも囲ったところ以外はそんな状態だったそうなんです
が重機を入れて起こして更地にしていました。ちょうど行ったときにスコッ
プでオナゴダケの根を手で起こしていて、カキか何かの苗はもう何本か植え
てあってこれからずっと作りたいということでした。この人は柳井に住んで
いるのですが他の畑を借りてミカンを作っていて今年は成りが少なかったか
ら3日に一回くらい帰ってきたそうですけど、ミカンが多いときなら2日に
一回くらい夫婦で帰ってきて作業しているそうです。本人もすごくやる気で
スコップで掘り起こしてがんばっていて問題ないと思います。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛
成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本件を許可することに決定いたします。

続いて、日程2、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、No.1申請人、譲受人、福岡県大牟田市●●●●、譲渡人、京都府宇治市●●●●、申請地、大字西方、字戸渡、地番●●●●、地目畑、面積1,568㎡です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。事業計画、用途等については太陽光発電施設です。続いて許可基準について説明します。資料は、10ページから15ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、役場白木出張所から北に約850mの位置にあり、過去に公共投資の対象となっていない第2種その他の農地に該当します。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は、県内及び県外で太陽光発電事業を営む法人です。脱炭素、脱原子力を目的としたクリーンかつ持続可能な電気エネルギーを開発するため申請地を取得し太陽光発電事業により、経営の安定を図ろうとする譲受人の要望に対し、高齢となり、農地の維持管理が困難になった譲渡人が応じるものであります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、銀行の預金残高証明書の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後約4か月以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、開発面積が1,000㎡を超えるため、周防大島町環境保全基本条例に基づく申請の対象であり、現在申請中であることを確認しております。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、該当はありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の9番宮本委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

9番

現地を確認しに行きました。この隣の●●●●番地はすでに太陽光発電にな

ってしましてこの選定した理由にも書いてあるように電柱も設置されているためということで隣にまた太陽光発電施設ができるんだなという感じの所でした。この畑自体は私が子供のころから全然使っていないくてカズラなどが繁茂している状態。この隣の隣の畑が私のところでイモを作っている畑でイノシシが結構出るところなのでこれで鬱蒼としたところが減ればイノシシが出なくなるといいと思います。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。川地委員。

1 番 今の説明で13ページの所の地籍図なんですけど、譲渡人の名前がまだ残っているということはここは売ったのではないんですね。

9 番 会社が別なのでフェンスも別に作るようです。

議長 他に質問がありましたらお願いします。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので、採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本件は、許可をすることに決定をいたします。続いて、No.2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、No.2申請人、譲受人、山口県下松市●●●●、譲渡人、周防大島町家房●●●●、申請地、大字家房、字東脇、地番●●●●、地目田、面積1,158㎡です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。事業計画、用途等については保養所です。続いて許可基準について説明します。資料は、15ページから21ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、役場沖浦出張所から東に約3.5kmの位置にあり、過去に公共投資の対象となっていない第2種その他の農地に該当します。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は、山口県東部で主にリフォームを請け負う法人です。福利厚生 の立場から従業員や家族のための保養所を景観の気に入った家房地区で探していたところ、譲渡人がこれに応じるものであります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、銀行の預金通帳の写しが添付されており、事業の実施に必要な

な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後約2年以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、該当がありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、該当はありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の3番瀬川委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

3番 先日譲渡人に話を伺ってきました。ここはもう地図で見る通り目の前が海で県道沿いで台風が来ると潮をかぶるようなところで、田と書いてありますけれどももう30年くらい前からなにも作ってなかったそうです。それで譲受人と譲渡人の奥さんがもともと知り合いでたまに遊びに来ていて、保養所を建てるところを探しているということでこの農地が使っていないということでこの話が決まったそうです。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので、採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本件は、許可することに決定をいたします。続いて、日程3、議案第3号、農地法第5条の事業計画変更承認申請（期間延長）について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第3号農地法第5条の事業計画変更承認申請期間延長について No.1 申請人、山口県岩国市●●●●、申請地大字日前字長浜北●●●●番地、地目畑、面積974㎡のうち133㎡、事業計画飲食店舗駐車場、変更の区分は期間延長で変更前の進捗状況は30%です。変更内容としましては期間延長で令和

3年12月12日までのところを令和5年5月31日までとなっています。続いて事業計画の変更内容について説明します。資料は、21ページから22ページをご覧ください。本件は、令和2年1月6日付け指令周防農林第5号の元の12で許可された後、工事の終期を変更するため、令和2年11月13日の総会において承認をいただいておりますが、再度工期の終期を変更するものです。令和3年12月12日までのところを令和5年5月31日までとする「事業計画変更申請」になります。内容は、店舗・駐車場として利用するものです。当初、東京の業者による作業を頼んでいましたが、新型コロナウイルスの影響により建築資材が不足し、入荷の目途が立たないため、建築依頼をキャンセルし地元業者に建築依頼をおこなったため、工期延長に至っている等の経緯により、この度の計画変更が申請されています。進ちょく状況としては、約30パーセントです。なお、この案件は、工期の終期が終了しているにもかかわらず、事業が未完了であるため、書類の提出が遅れてしまったことに対する理由を記した書類についても申請者側からいただいております。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の10番田中委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

10番 現地の方は建物の工事が行われておりまして、躯体の方は出来上がって後は内外装それと駐車場の整備があるというような感じで工事が進行しているという状態です。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。角井委員。

11番 そもそもなんですけどこれは期間延長の類で処理するものなのかなというのが一番の疑問なんですよ。工期が切れてる業者は変わっている事業承認もない状態でどんどん建てていっているということですよね。間に合わないか何かで。同じ場所で別の業者が建物を建てるよというだけで別の事業計画かなっていう。依頼主は一緒なんですけど。という感覚を受けるのと変更前の事業がそもそも令和3年12月これで一回延長をして令和3年12月12日でそれから一年間くらい何もリアクションなく取り掛かってもないというのは感覚としてはそもそも事業の計画自体を一回中止して取りやめたっていう判断が妥当なんじゃないかなと思うんですよ。事業計画を一からの再提出で処理すべき案件なんじゃないかなと感ずるのですがそのあたりは。

事務局 この案件は事務処理をどうするかというところを会長と地区担当委員さんも含めて協議の場を設けさせていただいて、まずそもそもの期間が過ぎてしまっていることに対する催促は事務局から何回も電話

などでさせていただいています。その際に昨年申請者側から事業の計画を変えたいとかご相談を受けまして、ただ期間が過ぎているのでまずは期間の延長を出してもらってその後に計画の変更を出してもらうように事務処理として促すようにして対応させていただいたところですので。まずは期間の延長の承認をさせていただければということで申請させてもらっているところです。

議長

角井委員。

1 1 番

計画変更もあるって建ててますよねもう。向こうは許可がない、当初の許可が切れた状態でこちらの事業変更申請も見えないのをとりあえず建て続けているってことでそういう処理をする。計画上許可されている期限の中では何一つないってことですよね今の状態は。建てるものまで当初の設計とは違っていることは私たちも建物に詳しくはないのでその妥当性までは言えないのかなという部分があるんですけど。ほぼ何もかもが変わるのに単純にこれで処理をするっていうのは何か納得できないなという部分がある。何も権限がない状態なのになぜやっているのという話もあるしこの辺りはどう処理してくるのかというのを聞かせてもらえますか。取りやめはもう無理なんでしょうけど始末書一枚とって終わりにするのか、あなたはちゃんとできないのだから何年かはこういう申請は出せなくなりますとかそういう処理をするのかっていうのが必要だと思うんですよね。紙切れ一枚出せば何でもできるっていうのだったら必要がないので本当にこれをやる。そのあたりを向こうとこっちとでどう処理を付けるのかというのをお話しいただければと思います。とりあえず延長しましょうと言って違うことをするのなら延長ではない。

事務局

まず期間の延長についてこのタイミングでとお感じになられるところは理解しております。申し訳ございません。この間事務局としましても申請が出て当時の工期が近づくたびに電話やこちらに来ていただいて面会などで書類の提出をさせていただいたところですので。それでこの度やっと計画変更、期間の変更ということでまずは出させていただきました。上物自体が当初の計画と変更してきているというところについてはお店と駐車場の整備という筋は変わっておりません。その位置とか規模とかそういうものが変わっているということで許可いただいた事業をまったく手ぶるというわけではなくて完全に事業通り目的通りに整備したいということで動いてはいます。そのやり方についてどうしても事務的なことから進めていくので書面でのやり取りということにはなります。その間の意志の確認をどうやっていくのかまたその土地を利用することにおける目的からすればまったくこの許可自体がすぐ取り消しになるほどの悪質性があるものではなく、その地域での事業目的を果たそうとしているところを見ると取り消すという指導もできなかったところですので。引き続きまして期間の延長のあとには適切な計画通りにやっていただくとい

うことで当初の事業計画の変更書類をいただいたうえで完全に事業の完成を求めていくしこちらも指導していくというところです。

1 1 番 もう一つ確認したいのは工事の期間というのを定めている価値というのを教えていただきたいんですけども。切れてしまってもかかってもなくて何も無いのにとりあえず仕事を始めてしまっていていいんだったらこれを定める価値って全くない。本筋でいえばですよ、当然延長って許可がとれて工事をして事業計画の変更もあるんで事業計画の変更も通して工事を始めるっていうのが正しい流れだと思うんですけども。今もともとの計画の許可取れてたから期限とかなにもかも無視してやっちゃえという感じでどんどんやっていますけど。3年12月12日以降っていうのは工事期間ではないですよ。たとえばやって延びるといふのならわかるんですけど触ってもない、業者が見つからなかったといっている。工事の業者がきまったらこの期間っていうのは一切無視して工事を始めるっていうんだったらわざわざ工事の期間を確認する必要はないっていう。そのあたり今後いい反省としてどうやっていくのかなというのを聞かせていただければと思います。期間が切れたときにさせないのか。これがおまけなんだったらとる必要ないんで。ある程度定めなのとってやるものだったらなんでこの期間じゃないのにやっていますかって指導をしなければいけないでしょうし。そのあたりこのあとどう処理するのか教えてください。

事務局 ご指摘をいただいた通りのことを感じております。ただ現実の所が対応ができていなかったことは申し訳ないです。今後につきましては工事期間に定めのあるものに最長2年というのがあります。そのあと許可をしてから3か月後一年後ということで進捗状況を確認するということがありますのでその処理指導というものを確認して適切に進めます。現実そこに至らなくて申し訳ございません。

1 1 番 期限の外の部分に関してはさせないっていう処理をするということによろしいですか。それとも罰則はないんだから向こうがやったらやりたい放題という認識でいいのか。

事務局 何回もこちらの指導に応じない場合は勧告をおこなうとか最悪は許可の取り消しとかを提示して指導していきたいと思います。

議長 これに関連して何か意見がありますか。宮本委員。

9 番 工事期間最大2年っていう定めがされていますけど具体的な計画がたっている時点で申請を出してもらおうようにすれば最大2年っていうよりずっと短い期間で具体的な計画に基づいて書類を書けると思うんですけど。そうすれば

确实性のチェックにつながると思いますしこういった延び延びになるということもある程度未然に防げるのかなと感じました。

議長 他にこの件でご質問がありますか。

2番 私の持っている地区でこういうのがあと何件かあるんです。角井委員と同じように思うのは何を建てます何をしますって書類出てきてますよね。あれに関して不審に思っていたので絶対この同じものがここに建てるんですねと言いました。事務局にも付き合ってもらって一緒に見た件があります。7月に引き継ごうと思っていますがこういうことがまかり通らないように始末書とか何とかじゃなくてもっとちょっと強い農業委員会でありたいと思います。事務局だけが負担負うのもおかしい案件なんで、もうちょっとそういうのをできてないところがわかったときは農業委員でも委員会でだしてこういう案件があつて、うちはこうですけどどうしましょうかとみんなで話せる農業委員会であつたらいいなと個人的に思います。自分の案件は各農業委員が注視して持ち込んでここでお話ができればいいんじゃないかなと思うのですがどうでしょうか。

事務局 ご提案大変ありがたいと思います。なかなか進捗状況の管理というところで事務局だけで町内を定期的に巡回というのができればいいのですが現実そこができていないところですので皆さんの担当エリアで受け持たれた転用の案件、3条の案件もあろうかと思えますけどそこら辺の進捗状況等ご確認をいただいて完了するまでは面倒見るといような姿勢でいただいて何か異変があつたらこういう場に共有していただいたら感じるもやもやも減るのではないかなと思います。そこは私からもぜひお願いしたいというところです。

議長 他にご意見がありましたら。田中委員。

10番 一点だけ。さっき指導に応じなければ勧告として指導するというようなことがありましたけれど現時点で何かそういう、例えば何回応じなければ勧告をするのか取り消しをするのかそういったことが決まっているのかどうか。今回のケースでそういう指導がどういう経緯をたどったのかをもう一回ご説明ください。

事務局 まず何回やったら勧告、何回やったら許可停止という具体的な回数というのは定まってないと思います。これまでの指導の経緯ですけど日にち的なものの記録は今資料がないのですが電話等でやり取りをさせていただいています。内容は工期が近づいているからどうなのか進捗状況はどうなのか、いつごろ着手するのかという旨聞き取っております。

10番 それと理由書をという説明がありましたけれどそれはもう出されているという
ことでいいでしょうか。

事務局 はい、ご提出いただいています。

10番 であればできればこの資料につけたほうがいいんじゃないかと思うんです
が。その辺今後の対応ということでご検討いただければと思います。

議長 私から報告です。先日事務局にもお示ししましたけど農地法の事務取扱要領
が定められていてこういう案件には電話だけでなく最終的には文書通知で
改善を求められることが書いてある。そこまでやるべきだったんだろうと思
う。最初は電話でいいとしても少なくとも強制力があるのは文書の方がある
程度強いのかなと。基本的にその台帳、許可した案件に関しての台帳は事務
局が整備をしなければならないという形で書いてあります。台帳が今どこま
で整備されているのかわからないけれどももうちょっとしっかりした台帳があ
ってその進行管理をする。工事なり今回定められた末期の時期がいつであ
ってというのが台帳ですと見られるような形にしておかないと許認可に係
る事務分掌だけではなかなか進行管理はできないと思う。そのあたりをも
う一回整理をし直していただけたらと思います。私の持っている事務取扱要領
は県の要領です。今は県から町の方に事務移管されているはずですからその
要領がそのまま町に来ていると理解していますので、そのあたりについての
取り扱いをもう一回正式にやり直していただければと思います。この案件で
ほかにご質問はありませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので、採決をいたします。
本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本件は、承認することに決定をいたします。
続いて日程4、審査会1に移ります。農業経営基盤強化促進法による農用地
利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、事前に送付しております農用地利用集積計画(案)につきまして、周
防大島町長より審査依頼が当委員会にあり、利用権の設定について本日お諮
りする次第です。内容をご説明いたします。告示予定日は令和5年4月1日
です。新規7筆 9,917㎡の利用権設定申出状況となっております。ご
審議のほどよろしく申し上げます。

議長

只今の事務局の説明に、ご質問はございませんか。

(質問、意見なし)

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件に異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本件については異議のない旨の回答することに決定をいたします。続いて、日程5、報告事項1、公共事業の施工に伴う農地転用通知について、事務局より報告をお願いします。

事務局

はい、報告事項1 公共事業の施行に伴う農地転用通知についてご報告いたします。資料は22～25ページをご覧ください。No.1、申請人、譲受人、山口県柳井市山口県柳井土木建築事務所、譲渡人、周防大島町西安下庄●●●●●他1名、申請地、大字西安下庄、字上田、地番●●●●●、地目畑、面積66㎡他2筆、合計面積が271㎡です。契約の内容は売買による所有権の移転、事業計画は主要県道大島環状線再編関連道路改良事業西安下庄です。その他参考として転用目的は道路改良事業に伴う家屋への進入路です。報告は以上です。

議長

ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。田中委員。

10番

進入路っていうのは、現在進入路で使われているところの●●●●●番地への進入路ということで、ここへ道路ができるから現在進入路として使われている部分がなくなるからということですか。

事務局

この緑で塗られているところが代替えの進入路で、今まで入られていたところに県道が通って使えないということで代替えの進入路を設けるということです。

10番

道路ができただけでこの進入路を設けるというが、道路ができたらいらなのではないか。

事務局

新しい県道と既存の進入路には段差があって使えないということで代替えの進入路が必要というところです。

議長

他にご質問がありましたらお願いします。

(特に質問等がなければ)

特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。

続いて、日程6、報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知（賃借の合意解約）について、事務局より報告をお願いします。

事務局 はい、報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知（賃借の合意解約）についてご報告いたします。No.1申請人、貸付人京都府木津川市●●●●●、借受人周防大島町戸田●●●●●、申請地大字志佐、字大原、地番●●●●●、地目畑、面積163㎡他8筆合計10,409㎡です。契約内容等につきましては農業経営基盤強化促進法による利用権設定です。期間は平成30年12月25日から令和6年12月24日までの使用貸借設定です。備考につきましては合意解約です。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありますか。

(特に質問等がなければ)

特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。

続いて、No.2とNo.3は関連性がありますので一括して事務局よりご報告をお願いします。

事務局 はい、報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知（賃借の合意解約）についてNo.2、No.3はそれぞれ同一の土地でありやまぐち農林振興公社を介した利用権の設定ですのでまとめてご報告します。申請人、貸付人静岡県三島市●●●●●、借受人周防大島町戸田●●●●●、申請地大字戸田、字水ノ本、地番●●●●●、地目畑、面積2,676㎡他2筆合計4,549㎡です。契約内容等につきましては農業経営基盤強化促進法による利用権設定です。期間は平成28年4月1日から令和8年6月24日までの使用貸借設定です。備考につきましては耕作人変更による合意解約耕作人変更です。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありますか。角井委員。

11番 根本的な理由というか借受人が面倒を見なかったということですか。

1番 収穫もしていない。

議長 他にご質問がありましたら。宮本委員。

9 番 中間管理機構で預かっている土地ならこれも解約になったということですね。これはこの事業を使ったことが畑の持ち主的にはまずかったなと思ってこういう判断になったと。わかりました。

議長 他にご質問がありましたらお願いします。

(特に質問等がなければ)

特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。

続いて、日程 7、報告事項 3、農地現況証明願による現況証明について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 はい、報告事項 3、農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。久賀、秋、東屋代、東三蒲、東安下庄にて 6 件の現況確認を行い、非農地の判断をいたしました。理由は備考欄のとおりとなります。各農業委員さんにご確認いただきましたのでご報告いたします。資料は 27 ページから 45 ページをご覧ください。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。

(特に質問等がなければ)

特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。

続いて、諸連絡について、事務局よりお願いします。

事務局 次回総会開催日は 3 月 15 日(水) 午前 9 時 30 分から 場所は、久賀公民館 2 階会議室を予定しておりますのでお気を付けください。議案送付は 3 月 6 日(月) までを予定しております。

議長 以上でお諮りしたい議案はすべて終了しました。では、以上をもちまして第 87 回周防大島町農業委員会総会を閉会いたします。長時間の審議、ご苦労様でした。

上記は、令和5年2月15日開催の第87回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和 5年 3月 日

周防大島町農業委員会会長_____印

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員_____印

周防大島町農業委員_____印